

環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直し

第7回ワーキンググループ

国際協力機構

審査部

注:本資料はワーキンググループ会合当日の議論のために用意された資料であり、ワーキンググループの検討結果を反映させたものではありません。

環境社会配慮の方法

1. 送電線にかかる電磁界の扱い
2. 国内法とガイドラインに相違あった場合の取扱い
3. **災害が事業に与える影響と事業実施段階における事故への対応**

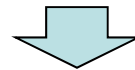
3. 災害が事業に与える影響と事業 実施段階における事故への対応

論点と検討方針

過去の助言委員会における主な意見

- 事業に関連する、または関連しない災害に対するプロジェクトの影響評価について如何に議論するか整理する必要がある。
- 事業における事故に対する影響評価について如何に議論するか整理する必要がある。

(事例)ウズベキスタン共和国トゥラクルンガン火力発電所建設事業
スコーピング案では土砂災害等によって軟弱地盤に建設される鉄塔が倒壊するような事故を想定



JICAの環境社会配慮において、災害や事故をどのように考えるべきかを整理する

2.3 環境社会配慮の項目 (P 6)

1. 環境社会配慮の項目は、大気、水、土壌、廃棄物、**事故**、水利用、気候変動、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全及び自然環境(越境または地球規模の環境影響を含む)並びに非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症、労働環境(労働安全を含む)を含む。なお、個別プロジェクトの検討においてはスコーピングにより必要なものに絞り込む。

JICAの取り組み方法：環境社会配慮と災害

「環境影響評価」とは、相手国の制度に基づきプロジェクトが与える環境影響や社会影響を評価し、代替案を検討し、適切な緩和策やモニタリング計画を策定することをいう。
(JICA環境GL1.3.6)



地震等の災害は「プロジェクトが与える環境影響や社会影響」とは異なることから、「環境影響評価」の対象外とみなす。



ただし、「プロジェクト」が地震等の災害にどの程度耐えうるものかは、技術面から確認・対応策が検討される。

JICAの取り組み方法：環境社会配慮と事故

工事中、供用後の事故については、設計業務発注時の仕様書、当該国の安全基準、工事受注者・相手国実施機関等の安全マニュアル等を通じて設計、施工、運用の当事者が防止策を検討・実施。

(参考) JICAにおけるODA建設工事の安全管理への取り組み
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/index.html



JICA環境GLにおける「事故」対応は、プロジェクトの特性に応じて、評価・確認する。



JICA環境GLの環境チェックリストでは、プロジェクトの特性に応じ、計画時の「事故防止対策」について主なチェック項目が存在。(安全面から「労働環境」にも関連チェック項目あり)

JICAの運用方針

・JICAは、環境チェックリスト等を活用しつつ、事故防止を含む実施機関等による環境社会配慮の確保の支援と確認を行う。
 (地震等の災害は「環境影響評価」の対象外ながら、地震等の災害にどの程度耐えうるものかは、技術面から確認・検討)
 (なお、今回新たなFAQは設定しない)

JICA環境社会配慮助言委員会は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を行う。

プロジェクト

	地震等の災害防止の主体
詳細設計時	設計業者(及び実施機関)
	事故防止の主体
詳細設計時	設計業者(及び実施機関)
施工時	工事業者(及び実施機関)
供用時	実施機関